2026年10月16日

国立大学法人山口大学
学長　　谷澤　幸生　殿

山口大学教職員組合
執行委員長　三原　敏秀

2025年および2026年人事院勧告を踏まえた給与引上げについて（申入れ）

10月13日（火）に開催された第283回教育研究評議会で、人事院勧告に関する対応方針が審議され、2025年（令和7年）については2027年（令和9年）1月から実施するが、2026年（令和8年）については、「今後の財政状況を勘案の上、判断する」との方針案が示されました。全体として納得しがたいものであり、あらためて貴職との団体交渉開催を求めます。

そもそも、山口大学は2024年（令和6年）人勧について、従前の完全実施という対応から大きく後退して実質8月実施とし、さらに、翌年2025年人勧については、厳しい財政事情・附属病院の大幅赤字を口実にして、まったく実施を放置するという全国的にも例のない不誠実な対応を続けてきました。

山口大学教職員組合は、7月19日に人勧完全実施を求めて申入書を提出し、学長出席による団体交渉の早期開催を求めましたが、財政状況把握の遅れを理由として交渉開催は保留とされ、そうしたもと、今年8月7日には2026年の人事院勧告が出され、2025年とほぼ同等の「基本給3.51%・ボーナス年間0.05月の引上げ」が報告されました。

今回の貴職による対応方針案のうち、「令和7年度人事院勧告に伴う改定」は、遅きに失したとは言え当然のことであり、本来であれば、少なくとも2026年（令和8年）4月からの未改訂分を遡及支給してしかるべきものです。

ついては、可及的速やかに日程調整を行い、貴職出席のうえ団体交渉を開催することを求めます。

以　上